

新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）

議事概要

1 日時

令和2年8月28日（金）13時03分～13時23分

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

環境大臣、内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

復興副大臣 横山 信一

内閣府副大臣 大塚 拓

内閣府副大臣 宮下 一郎

総務副大臣 長谷川 岳

財務副大臣 藤川 政人

農林水産副大臣 伊東 良孝

経済産業副大臣 松本 洋平

国土交通副大臣 青木 一彦

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

国家安全保障局長 北村 滋

内閣官房副長官補 藤井 健志

内閣官房副長官補 林 肇

内閣官房副長官補 高橋 憲一

内閣情報官 瀧澤 裕昭

4 議事概要

【厚生労働大臣】

1日当たりの新規感染者数が1,000名を超える数の感染拡大が続いておりましたが、1週間単位で見た新規感染者数は、直近2週間、若干の減少傾向にあり、昨日の新規感染者数は872名となっております。新規感染者数の増加から2、3週間遅れるとされている重症者数の傾向であります。ここ2週間は230名から250名程度で推移し、ここ数日若干の減少を示しております。

「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」(案)について説明します。1ページ目から2ページにかけて、これまでの対策の経緯やこれまでに得られた知見についてとりまとめています。ハイリスクの場やリスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を適切に講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能になる。こうした考えの下、今後の季節性インフルエンザの流行期も見据え、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患のある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化していくとした考え方に則って対応し、7つの柱についてまとめております。

1点目が、感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直しです。軽症者や無症状者について、宿泊療養での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していくこととし、こうした方向性の下、季節型インフルエンザの流行期を見据え、感染症法に基づく権限の運用について政令改正を含め、柔軟に見直しを行っていくこととしております。感染症法に位置付けられていない感染症は、指定感染症として、具体的な感染症名や講ずることのできる措置を個別に政令で指定でき、また、新しい知見を踏まえ、政令改正により、講ずることができる措置の変更が可能となっております。今回はあくまでも指定感染症との位置づけは維持しながら、その中について感染症に基づく権限の運用を柔軟に見直す方向で政令改正も含めて、検討していくこととしております。

2点目が検査体制の抜本的な拡充です。季節性インフルエンザ流行期を踏まえた検査需要に対応できるよう、抗原簡易キットによる検査を大幅に拡充(1日平均20万件程度)するとともに、PCR検査や抗原定量検査の機器の整備を促進することとしております。感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請するという一方で、積極的な検査を推進することとしております。さらに、一定の高齢者や基礎疾患を有する者について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合に国が支援する仕組みを設けるということで、本人の希望にも講じうる体制を構築していきたいと考えております。

3点目が医療提供体制の確保です。新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を確保するために更なる支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症患者への医療を含め、感染防止の観点から、地域の医療提供体制を維持・確保するための取組み・支援を進めていく。また、季節性インフルエンザ流行期に備え、発熱患者が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地

域で身近な医療機関等に相談・受診し、必要に応じて、検査を受けられる体制を整備します。

4点目に治療薬、ワクチンとありますが、治療薬として活用されているレムデシビル、デキサメタゾンについて、必要な患者への供給を確保し、その他の治療薬の研究開発についても、継続的な支援を図ることにしていこうと思います。新型コロナウイルス感染症に関するワクチンについては、令和3年前半までに、全国民に提供できる数量を確保することを目指すことにしています。さらに、健康被害が生じた場合の適切な救済措置も含めて、必要な体制の確保を図り、あわせて、ワクチンの使用による健康被害に係る損害を賠償すること等により生じた製造販売業者等の損失を国が補償することができるよう、接種の開始前までに法的措置を講ずることとしております。

5点目の保健所体制の整備について、都道府県を越えた緊急時の対応を可能とするため、自治体間、関係学会・団体からの保健師等の専門職の応援派遣スキームを構築します。都道府県単位の潜在保健師等を登録する人材バンクの創設、保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置を検討するということにしております。

6点目の感染症危機管理体制の整備ですが、国・都道府県・保健所設置市区の権限・役割の見直しや、感染症危機管理における司令塔機能の強化などについて検討します。また、感染症の疫学情報等の国立感染症研究所への集約を図り、国立感染症研究所および国立国際医療研究センターが連携し、感染症の感染力およびり患した場合の重篤性を迅速に評価し、情報発信できる仕組みを整備することにしております。

最後に、国際的な人の往来に係る検査能力・体制拡充について、国際的な人の往来を部分的・段階的に再開していくこととし、入国時の検査について、成田・羽田・関西空港においては9月には1万人超の検査能力を確保します。その後、人の往来に係る国際的な枠組みの在り方を検討するとともに、体制整備を更に推進します。

【西村国務大臣】

ただいま、厚生労働大臣より新たな取組方針についてご説明がございました。私としても、厚生労働大臣を始め、関係する閣僚および都道府県との連携の下、特措法を適切に運用し、一人でも多くの命を守りつつ、感染拡大防止と社会経済活動の両立にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

そのためにも、個人が「新しい生活様式」を無理なく実践できるよう支えるとともに、新たな日常の構築のため、デジタル化を加速するほか、新たな技術開発・イノベーション強かに推進することが重要だと考えております。中でも、Society5.0の加速が不可欠であります。たとえば、AI、人工知能による該当の画像の解析や人の動きの予測等、あるいは、感染者のバイタルデータを計測するウェアラブル機器等、産業界には、様々なアイデアがございます。

このアイデアの実用化に向けて、9月中にも、こうした新しい技術の導入・普及についての一定の取組をまとめたいと考えております。

関係府省におかれましても、データの提供を始めとして、ご協力をお願いしたいと思います。

【内閣官房長官】

それでは、「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【国家安全保障局長】

資料3、国際的な人の往来の再開等をご覧ください。

空港検査能力の拡充等の状況を踏まえ、我が国への再入国ができないために出国できずにいる本邦滞在中の在留資格保持者及び入国拒否対象地域指定後に出国し、我が国への再入国ができずにいる在留資格保持者の再入国を認めていくことと致します。この措置の実施に当たり、追加的な防疫措置として、滞在先での出国前検査証明を求める方針です。また、9月以降も引き続き、空港の検査能力・体制を強化していきます。

一方、政府と致しましては、水際対策を引き続き徹底すべく、入国拒否対象地域を追加するほか、これまで講じている水際対策の措置の実施期間を更新し、当分の間、これを実施することと致します。

【外務大臣】

新型コロナウイルスの感染拡大防止に万全を期しつつ、経済を回復軌道に乗せていく観点から、国際的な人の往来を部分的・段階的に再開していくことは重要だと考えております。新型コロナウイルスの流入防止の観点から、外務省は、一昨日8月26日、新たに、アフリカなど13か国の感染症危険情報をレベル3「渡航中止勧告」に引き上げました。これにより、世界全体の合計159か国・地域がレベル3となりました。

一方、国際的な人の往来再開に向けて、マレーシア、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの間では9月上旬にも、シンガポールとの間では9月中に、駐在員等の長期滞在者の往来を可能とする「レジデンストラック」を開始することで合意致しました。

主に短期出張者の利用を念頭に置いて、自宅待機期間中も宿泊先と勤務先との限定的なビジネス活動を可能とする「ビジネストラック」については、シンガポールとの間で9月に開始することを目指すことで合意致しました。

また、本日の決定により、日本に滞在中の在留資格保持者の出国後の再入国及び8月末までに出国した在留資格保持者の再入国が可能となり、日本の在留資格保持者の再入国がほぼ全面的に認められることとなります。

【法務大臣】

法務省では、これまで、閣議了解等に基づき、146の国・地域に滞在歴がある外国人等について、特段の事情がない限り、上陸を拒否してまいりました。先ほどの上陸

拒否の対象地域の追加に関する報告を踏まえ、報告のあった13の国をこれに追加することと致します。

他方で、国際的な人の往来の再開に関して、本邦滞在中及び出国中の在留資格保持者の再入国を許可することについて報告がありましたが、法務省としても、政府全体としての検討結果を踏まえ、必要な措置を講じてまいります。

法務省としては、引き続き、国内への感染者の流入防止のための水際対策に万全を期しつつ、国際的な人の往来の再開との両立を図ってまいります。

【厚生労働大臣】

厚生労働省としては、空港検疫の検査能力の拡充に取り組んでおります。

羽田、成田、関西の3空港において、現在、唾液検体による抗原定量検査を実施し、これにより、検査の迅速化が図られ、従前、結果判明まで5、6時間かかっていたところ、最短で1時間程度まで短縮され、宿泊等することなく、結果が出てから帰宅していただく状況になっており、8月時点で1日当たり約4,000件の検査能力を確保しています。さらに、検査ブースの拡充や待機場所の確保を図ることで、9月には1日当たり10,000件超の検査の実施が可能となるよう、検査体制の強化と効率化に取り組んでおります。

空港内の検査結果待ちスペースの確保等関係省庁にもご協力いただいておりますが、引き続き、連携させていただきながら、進めていきたいと思っております。

【内閣総理大臣】

本日は、今後の季節性インフルエンザ流行期も見据えた、新型コロナウイルス感染症の新たな取組方針を取りまとめました。

これまでに蓄積された知見では、3密を避け、新たな生活様式を励行し、リスクに応じた効果的な対策を講じるという戦略により、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることが可能であることが、専門家の間で確認されています。

また、8割の方は軽症または無症状のまま治癒していますが、高齢者や基礎疾患を有する方については重症化のリスクが高いことが判明しており、一人でも多くの命を守るためには、こうした方々に対する対策がカギとなります。

7月以降の感染拡大は、足元で、減少傾向に転じていますが、季節性インフルエンザの流行期には、発熱等の症状を訴える方が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することが見込まれます。これに備えるためには、今から必要な手を速やかに打っていく必要があります。更なる検査体制、医療提供体制の確保に取り組むと同時に、これまでの知見を踏まえ、重症化リスクの高い方々に医療資源を重点化していきます。

まず第一に、医療資源を重症者に重点化する観点から、感染症法に基づく権限について見直しを行います。現在、結核やSARS（重症急性呼吸器症候群）といった2類感染症以上の取扱いとなっている新型コロナについて、保健所や医療機関の負担の軽減、病床の効率的な運用を図るため、政令改正も含めて運用見直しを検討します。

検査体制については、インフルエンザとの同時検査が可能となるよう、地域の医療機関で、1日平均20万件の検査能力を確保するなど、抜本的な拡充を目指します。

また、感染が拡大している地域においては、医療機関や高齢者施設などに勤務する方全員を対象に、一斉に定期的な検査を行うことで、重症化リスクの高い方々の集団感染を防止します。

さらに、国際的な人の往来を部分的・段階的に再開していくに当たって、成田・羽田・関西の3空港において、来月には1万人超の検査能力を確保し、その他の空港についても体制整備を更に推進するなど、再開に向けて万全を期してまいります。

医療提供体制の面では、各都道府県において、計画に基づき、病床や宿泊療養施設の整備を着実に実施することとし、そのために必要となる財政支援を、国においてしっかりと講じてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を確保するための、更なる支援を行うとともに、発熱等の場合には、身近なかかりつけ医等に直接相談・受診し、検査を受けることができる体制を整備します。

さらに、保健所体制の整備や危機管理体制の一層の強化にも取り組むことで、インフルエンザ流行期にも十分な医療提供体制を確保します。

ワクチンについては、来年前半までに、全国民に提供できる数量を確保することを目指し、安全性、有効性が認められるものは、国内産、国外産の別を問わず、供給契約の締結を順次進めてまいります。

また、治療薬の開発・研究を加速するとともに、健康医療分野を始め幅広い分野において、我が国の新技術の開発・イノベーションを強力に推進することで、感染をコントロールしながら社会経済活動と両立していく、新たな日常を着実に取り戻してまいります。

今後、予備費も活用し、こうした取組を迅速に進めることで、夏から秋、そして、冬の到来を見据えた今後の対策を速やかに実行してまいります。

また、9月末に期限を迎える雇用調整助成金の給付上限1万5千円への引上げなどの特例措置について、現下の雇用情勢を踏まえ、12月末まで延長することといたします。

併せて、これまで講じてきた水際対策・感染拡大防止を引き続き徹底しつつ、国際的な人の往来の再開を進めていきます。

我が国に在留する資格を有する外国人について、9月1日以降、追加的な防疫措置を採ることを条件に、我が国から出国しても再入国できるようにするとともに、既に我が国から入国拒否地域に出国した場合についても、当該地域からの再入国を認めていくこととします。

各位にあっては、感染の拡大をできる限り抑えながら、社会経済活動との両立を図っていくため、事業者や地方自治体とも連携して、これらの対策に引き続き全力で当たってください。

以上